

## (海外年金制度)：外国人従業員の社会保険適用に向けて (中国)

中国では社会保険法によって、外国人の社会保険加入が規定された。運営主体である各地方政府の制度整備が待たれる中で、本稿では適用にあたっての具体的な企業負担や留意点をお伝えする。

2011年7月の社会保険法施行によって、これまで任意とされていた外国人従業員の社会保険加入が法律で規定された。主管庁（人力資源・社会保障部）も政省令レベルの関連規定を発表し、当初は10月15日から保険料徴収を開始するとしていた。しかし、中央による制度の枠組みはできたものの、運営主体である各地方政府の動きが追いついていないのが現状である

(2011年12月初旬現在)。主管庁は各地方政府に対して遅くとも年内に関連規定の制定及び実施を要請しているが、中央の「フライング」とも見られるやり方に多くの外国企業は困惑を隠せない。

そもそも今般の社会保険適用とは、都市部の企業の中国人従業員を対象とした年金、医療、労災、失業、生育（出産・育児）の5つを外国人にも適用するものである。対象者は、中国で登記された現地企業で直接雇用されている外国人や、外国企業で中国の支店・代表処に派遣された外国人（駐在員）で、外国人就業許可証を持つ者である。保険料率は原則的に中国人従業員と同じであり、外資系企業を中心に人件費の大幅な増加は避けられない状況にある。

例えば、北京市や上海市では保険料率の労使合計が約40～50%と重く、外国人従業員に1人あたり月額6～7万円（労使負担合計）の社会保険料が発生することになる（図表1）。日本と同様に保険料の基準となる給与に上限が設けられており、給与が相対的に高い外国人は上限額に基づいて算出されるケースがほとんどとなるが、中国では上限が当地の平均月給の3倍（年金について日本では全国平均の2倍）と負担は日本より重くなっている。また、本人負担分も給与に上乗せする慣習があり、その面でも日本より重い負担となる。

図表1 外国人従業員の社会保険料の例(北京市・上海市)

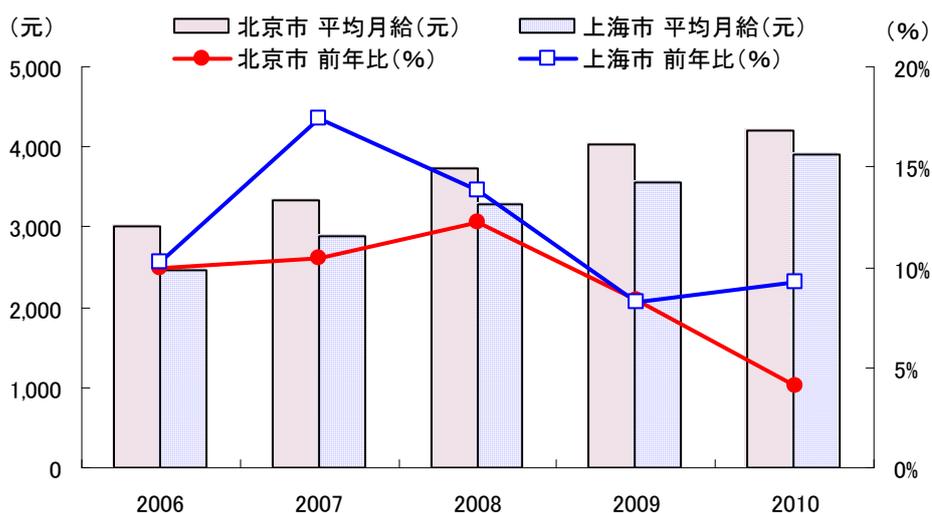
北京市					上海市				
保険料基準額: 12,603元(北京市上限額)					保険料基準額: 11,688元(上海市上限額)				
	個人負担		会社負担			個人負担		会社負担	
	料率	保険料	料率	保険料		料率	保険料	料率	保険料
養老保険(年金)	8%	1,008元	20%	2,521元	養老保険(年金)	8%	935元	22%	2,571元
医療保険	2%+3元	255元	10%	1,260元	医療保険	2%	234元	12%	1,403元
失業保険	0.2%	25元	1%	126元	失業保険	1%	117元	1.7%	199元
労災保険	-	-	0.2%	25元	労災保険	-	-	0.5%	58元
生育保険	-	-	0.8%	101元	生育保険	-	-	0.8%	94元
社会保険計	10.2%	1,288元	32%	4,033元	社会保険計	11%	1,286元	37%	4,325元
労使負担合計	保険料率: 42.2% 保険料: 5,321元(約 64,000円)				労使負担合計	保険料率: 48% 保険料: 5,611元(約 67,000円)			

(注) 2010年の北京市平均月給は4,201元(M1)、養老(年金)・失業・労災の保険料基準額はM1×40% ≤ 本人月給 ≤ M1×300%、それ以外の社会保険の下限は60%である。2010年の上海市平均月給は3,896元(M2)、基準額はM2×60% ≤ 本人月給 ≤ M2×300%である。表内の労使負担合計は1元=12円で算出(出所)北京市・上海市の社会保険関連規定より作成

また、中国では日本のように保険料率や保険料基準額の上下限が全国で一律化されておらず、運営主体である各地方政府によって異なっている（図表1）。外資系企業に対する課税の増加に加えて社会保険料の大幅な増加となると、各地の社会保険料上限の多寡や社会保険に関する施策が、今後の進出地域の選考や本国からの人材派遣・現地での雇用に与える影響が更に大きくなる可能性もある。

各地の社会保険料上限の多寡を左右する「前年の当地の平均月給」は、経済発展に伴って毎年大幅に上昇している。例えば上述の北京市では直近5年間の平均伸び率が9%、上海市は12%となっている。しかし、北京市は2008年の世界的な金融危機以降は伸び率が低下している一方、上海市は2009年から再度上昇しており、2010年には両市間で伸び率におよそ2倍の開きがある（図表2）。中国では日本とは違って給与の伸びが大きいことから、将来的に社会保険料が大幅に増加する可能性があること、更はその伸び方にも地域差があることに留意する必要がある。

図表2 北京市・上海市の平均月給/前年比伸び率



(出所) 北京市及び上海市の人力資源・社会保障局発表データより作成

上述のように外国人が中国で働くと、高額な保険料を負担することになるが、本人が帰国する場合、年金については脱退一時金（図表1の個人負担8%の積立金額）の受け取り、もしくは一旦帰国した後に再度入国した場合の加入期間の通算（年金受給には15年間の納付が必要）等が可能となっている。また、本人が支給を受ける前に死亡した場合、個人負担8%の積立額（個人口座積立分）を法定相続人が相続することも可能となっている。

北京市を中心に一部の企業で保険料の徴収が開始され、制度内容が断片的には整いつつはあるものの、全国的な導入や各地での本格的な実施となるとまだ一定の時間が必要と思われる。また、日中間では社会保障協定が締結されておらず、企業にとっては今後も二重払いが続くことになる。国内における足元の制度整備もさることながら、日中両国間の締結に向けた迅速な対応が求められている。

(片山 ゆき)